第二十六条第三項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「物品又は物件（以下この号及び次項において「リース物品等」という。）」を「物件」に改め、「次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて、」を削り、「当該業務」を「法第九十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務」に改め、同号イからハまでを削る。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第五項第一号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の二項を加える。

8　法第五十四条第四項第二十号イの主務省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであって、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

9　法第五十四条第四項第二十号ロの主務省令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

第七十二条第四項に次の一号を加える。

六　貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（法第五十四条第四項第二十号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあっては、当該付随費用を含む。）

第九十七条第二項第八号中「及び第十号の二」を「、第十号の二及び第二十号」に改め、同項第九号中「すべて」を「全て」に改め、同項第十九号中「物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）」を「物件」に改め、「次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、」を削り、「当該業務」を「法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務」に改め、同号イからハまでを削る。

附　則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

省　令

○経済産業省令第八号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第一条第九項の規定に基づき、経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年経済産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「関税割当申請書」の下に「の様式」を加え、「一通」を「一通」に改める。

第二条中「（以下「証明書」という。）」の下に「の様式」を加え、「前条に規定する申請書に経済産業大臣が割当てを行った旨を証明した」を「様式第二による」に改める。

第三条第一項中「様式第二」を「様式第三」に改め、同条第二項中「記入」の下に「し、これを交付」を加える。

第四条第一項中「分割の件数ごとに様式第三」を「様式第四」に改め、「一通」を「一通」に改め、同条第三項を削る。

様式第三を次のように改め、同様式を様式第四とする。

様式第4

関税割当証明書分割申請書

経済産業大臣　殿

申請者氏名（名称）

申請者住所　　電話番号

記名押印又は署名　　印　資格

申請年月日

申請の明細

関税割当証明書番号	割当数量の分割の内容					
	I	II	III	IV	V	
	VI	VII	VIII	IX	X	

分割の理由

注1　用紙の大きさはA列4番とすること。

注2－①　資格欄には、法人にあっては、「代表権者」と記載する。なお、代表権者から権限を委任されている受任者が申請する場合には、「受任者」と記載する。

注2－②　資格欄には、個人事業者にあっては、「本人」と記載する。

原産国　メキシコ合衆国

根拠法規　経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当に関する省令第4条

主務官庁　経済産業省